

千葉県液状化対策推進委員会設置条例をここに公布する。

平成23年12月19日

千葉市長 熊谷俊人

千葉県条例第35号

千葉県液状化対策推進委員会設置条例

(設置)

第1条 本市は、千葉県液状化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、東日本大震災に起因する地盤の液状化により著しい被害を被った地域における公共施設及び当該公共施設に隣接する宅地との一体的な液状化対策（以下「液状化対策」という。）を推進するため、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地盤の液状化の発生原因及び地盤の現状に関すること。
- (2) 液状化対策に係る工法に関すること。
- (3) 液状化対策に係る計画及びその実施に関すること。
- (4) その他液状化対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。